



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第71号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱の一部改正 (産 業 振 興 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

- (1) 設備機器使用料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- (2) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
リアルタイムPCR	1時間につき	370円
測色色差計	1時間につき	90円
炉前溶湯管理装置（CEメーター）	1時間につき	160円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
蒸発光散乱検出器付きHPLC	1時間につき	350円
においかぎGCMSシステム	1時間につき	900円
3Dスキャナ	1時間につき	110円
X線回折装置	1時間につき	250円

- (3) 島根県産業技術センター浜田技術センターの設備機器から高速液体クロマトグラフ（LC-10）、圧力殺菌釜、ガスクロマトグラフ質量分析装置及びX線回折装置を削除することとした。（別表第1の2の表関係）
- (4) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

ア 定性分析

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
グロー放電発光分光分析による試験		1試料につき	5,420円

イ 定量分析

分析の種類	分析等の内容	手数料の額	
食品一般分析	アルカリ、アルカリ土類金属	1試料1元素につき	5,200円

ウ 機械器具等試験

分析の種類	分析等の内容	手数料の額	
機械器具等精密測定	表面形状測定機による測定	1件1時間までごとに	3,610円

- (5) 島根県産業技術センターが依頼を受けて行う分析等の種類から電子測定を削除することとした。（別表第2関係）
- (6) その他規定の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

ガスクロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置	1時間につき	2,110円
-------------------------	--------	--------

ガスクロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置	1時間につき	2,110円
リアルタイムPCR	1時間につき	370円
測色色差計	1時間につき	90円

CADインターフェイス（ANSYS）	1時間につき	50円
クランプオンパワーハイテスタ	1時間につき	50円

CADインターフェイス（ANSYS）	1時間につき	50円
--------------------	--------	-----

過渡熱抵抗測定装置	1時間につき	1,190円
-----------	--------	--------

過渡熱抵抗測定装置	1時間につき	1,190円
炉前溶湯管理装置（CEメーター）	1時間につき	160円

低抵抗器	1時間につき	50円
スペクトラムアナライザ（EMC）	1時間につき	60円
差動信号発生装置	1時間につき	70円
高速オシロスコープ	1時間につき	80円
任意波形発生装置（通信機器性能計測用）	1時間につき	90円

低抵抗計	1時間につき	50円
スペクトラムアナライザ（EMC）	1時間につき	110円
差動信号発生装置	1時間につき	110円
高速オシロスコープ	1時間につき	150円
任意波形発生装置（通信機器性能計測用）	1時間につき	180円

1時間につき	50円
1時間につき	50円

1時間につき	1,060円
1時間につき	60円

1時間につき	50円
1時間につき	590円
1時間につき	590円
1時間につき	590円
1時間につき	620円
1時間につき	620円
1時間につき	50円

を

1時間につき	60円
1時間につき	980円
1時間につき	690円
1時間につき	590円
1時間につき	1,420円
1時間につき	620円
1時間につき	280円

に、

照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	480円
------------------	--------	------

を

照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	480円
クランプオンパワーハイテスタ	1時間につき	50円

に改める。

別表第1の2の表中

オートクレーブ（滅菌用）	1時間につき	50円
高速液体クロマトグラフ（LC-10）	1時間につき	9,540円

を

オートクレーブ（滅菌用）	1時間につき	50円
--------------	--------	-----

に、

パルパーフィニッシャー	1時間につき	80円
圧力殺菌釜	1時間につき	110円

を

パルパーフィニッシャー	1時間につき	80円
-------------	--------	-----

に、

ICP発光分光分析装置	1時間につき	1,730円
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	910円
電気恒温孵卵器	1時間につき	50円

を

ICP発光分光分析装置	1時間につき	1,730円
電気恒温孵卵器	1時間につき	50円
蒸発光散乱検出器付きHPLC	1時間につき	350円
においかぎGCMSシステム	1時間につき	900円
3Dスキャナ	1時間につき	110円

に、

エネルギー分散型微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	990円
X線回折装置	1時間につき	960円

を

「

エネルギー分散型微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	990円
---------------------	--------	------

に、

「

分析電子顕微鏡	1時間につき	1,990円
---------	--------	--------

を

「

分析電子顕微鏡	1時間につき	1,990円
X線回折装置	1時間につき	250円

に改める。

別表第2の1の項に次のように加える。

(16) グロー放電発光分光分析 による試験		1試料につき	5,420円
---------------------------	--	--------	--------

別表第2の2の項第4号中

「

	5	ポリフェノール	1試料につき	8,490円
--	---	---------	--------	--------

を

「

	5	ポリフェノール	1試料につき	8,490円
	6	アルカリ、アルカリ土類金属	1試料1元素につき	5,200円

に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 機器分析による水分析		1試料1元素につき	5,200円
-----------------	--	-----------	--------

別表第2の8の項第1号中

「

	4	画像システムによる形状計測	1件1時間までごとに	4,080円
--	---	---------------	------------	--------

を

「

	4	画像システムによる形状計測	1件1時間までごとに	4,080円
	5	表面形状測定機による測定	1件1時間までごとに	3,610円

に改め、同項第3号を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第266号

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱（平成17年島根県告示第646号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中「県内排出事業者等」を「県内事業者等」に改め、同号ア中「有し、自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する」を「有する」に、「県内排出事業者」を「県内事業者」に改め、同号イ及びウ中「県内排出事業者」を「県内事業者」に改める。

第3条中「県内排出事業者等」を「県内事業者等」に改める。

附 則

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。